

1. 基本的な考え方

本市は、平成 11 年 3 月に筑紫野市都市計画マスタープランを策定してから、市街化の計画的な整備や交通網の強化、新駅の設置、総合公園の整備、流通業務施設の誘致、大型商業施設の立地など、住みやすい都市とするための様々な都市づくりを進めてきました。

今後は、これらの機能拡充を図りつつ、新たな魅力、活力を見だし、安全で調和のとれた暮らしやすい都市をつくるために、本市の将来都市像である「自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの」の実現に向けて、全体構想で分野横断型重点的なまちづくり方針として掲げる中心市街地の活性化、産業の誘致、地域資源の活用、公共施設の再整備、災害に強いまちづくりを主軸とした都市づくりを進めていきます。

以上のことから、今後の都市づくりの推進に向けて、次のことに取り組んでいきます。

- ① 協働による都市づくりの推進
- ② 制度やルールづくりなどの取り組み
- ③ 都市計画マスタープランの運用と管理

2. 都市づくりの推進に向けて

2-1. 協働による都市づくりの推進

近年、少子高齢化による地域経済や地域活力の低下に伴い、都市に存在する多様な主体の都市づくりへの参画・連携・協働が求められています。

そこで、今後の具体的な取り組みを進める際には、市民をはじめ、事業者（地域コミュニティ組織・ボランティア団体・NPO・民間企業・市民団体・大学など）、行政といった様々な主体が、連携・協働して都市づくりを進めていくものとします。

(1) 役割分担

都市づくりの推進にあたっては、市民、事業者、行政が役割分担を明確にした上で、それぞれの立場から主体的に都市づくりに参画していくこととします。

市民	<ul style="list-style-type: none">● まちの主役は市民であり、市民一人ひとりが都市づくりに対して関心を持つ必要があります。● 地域コミュニティでの活動など、自分たちのできることから都市づくりに参画することが求められます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 事業活動を通して、市や地域の活性化に貢献するとともに、都市づくりの主体の一員であることを理解し、決められた都市づくりのルールに基づいて事業活動を行う必要があります。● 市民と同様に、地域活動や都市づくりへの積極的な参画が求められます。
行政	<ul style="list-style-type: none">● アンケートやワークショップなどによって市民のニーズを的確に捉え、効率的・効果的に都市づくりを進める必要があります。● 市民や事業者の都市づくり活動の支援を図るとともに、市民へ適切に都市づくりに関する情報の提供を行う必要があります。● 公共施設については、ファシリティマネジメントの観点から、持続可能な公共サービスの提供に向けて、経営的視点をもって公共施設を一元的に管理していく必要があります。

(2) 協働による都市づくりに向けた取り組み

協働による都市づくりに向けて、次のことに取り組んでいきます。

都市づくりに関する情報の共有化
<ul style="list-style-type: none">● 市民・事業者・行政など、すべての主体が都市計画マスタープランを共有するため、ホームページへの掲載や広報誌などでの周知を図ります。● 都市づくりに対する認識や関心を高めるため、都市づくりに関する啓発活動などを実施し、市民への情報発信を行います。
都市づくり活動の支援・育成
<ul style="list-style-type: none">● 市民のニーズに合わせ、個性を活かしたまちづくりを行っていく基盤は、市民一人ひとりが参画するまちづくりにあります。本市では、将来都市像の実現を目指し、地域のまちづくり活動を担う主体の連携及び人材の発掘・育成を行っていきます。● 都市づくりの知識を深めるために、地域住民による学習会にアドバイザーの派遣等を行い、都市づくり制度の説明、解説などを行うことにより、地域住民によるまちづくり活動を支援します。
地域特性に応じた都市づくりの推進
<ul style="list-style-type: none">● 地域ごとに住民の合意形成を図り、各地域の将来方向をしっかりと見据えた都市づくりの推進を図るため住民主体のまちづくり活動への支援を行います。● 建築協定等を締結した一定のまとまりのある地区については、運営組織の支援を行い、地域の創意工夫を反映した都市づくりを推進します。

2-2. 制度やルールづくりなどの取り組み

地区計画や都市計画提案制度など、市民が主体となった都市づくりについて、仕組みや取り組み方法の周知に努め、各種制度の活用を図ります。

(1) 地区計画

地区の特徴にふさわしい良好な環境の形成を図るために、市民の皆さんの身近な視点から、地区の課題や将来について話し合い、地域の実情に合わせた建築物等のきめ細かな規制誘導や道路・公園等の確保などのルールを定める制度です。

(2) 都市計画提案制度

都市計画提案制度は、土地所有者やまちづくり NPO 法人などが、一定の面積以上の一団の土地について、土地所有者の同意を得て、市で都市計画決定する地区計画や都市施設等について提案を行うことができる制度です。提案は、関係機関等の意見を聞いたうえで、規定基準を満たすものであれば、最終的に、筑紫野市都市計画審議会において審議されます。この制度を運用することにより、市民の皆さんが主体的なまちづくりを実施することができます。

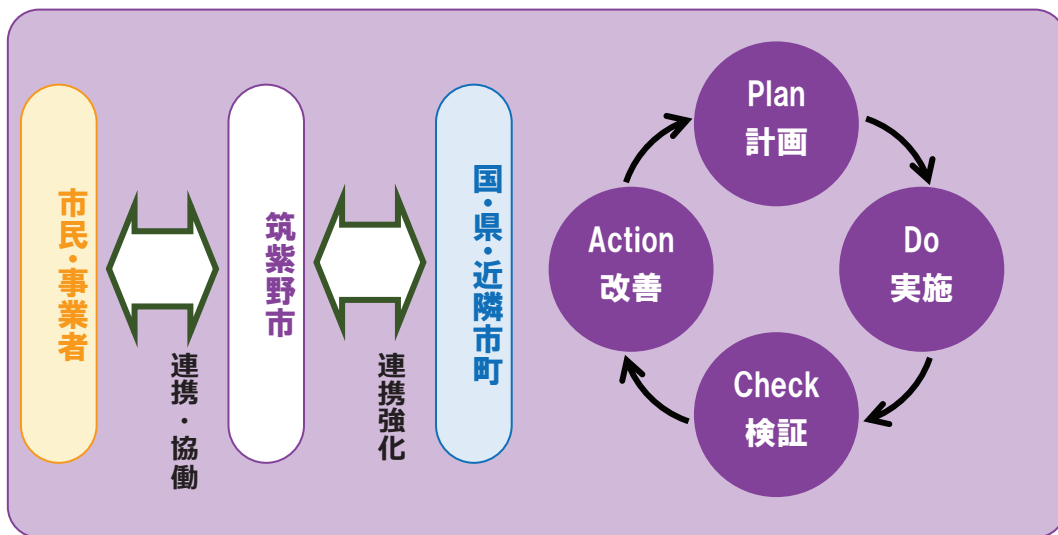
2-3. 都市計画マスタープランの運用と管理

本計画の実現に向けては、農政、商工、観光、環境、教育、福祉、防災、医療など、様々な分野の関連計画と整合性を図りながら都市づくりを進めていきます。市民、事業者との連携・協働はもとより、国・県・近隣市町との連携も重要なことから、更なる連携強化を図ります。

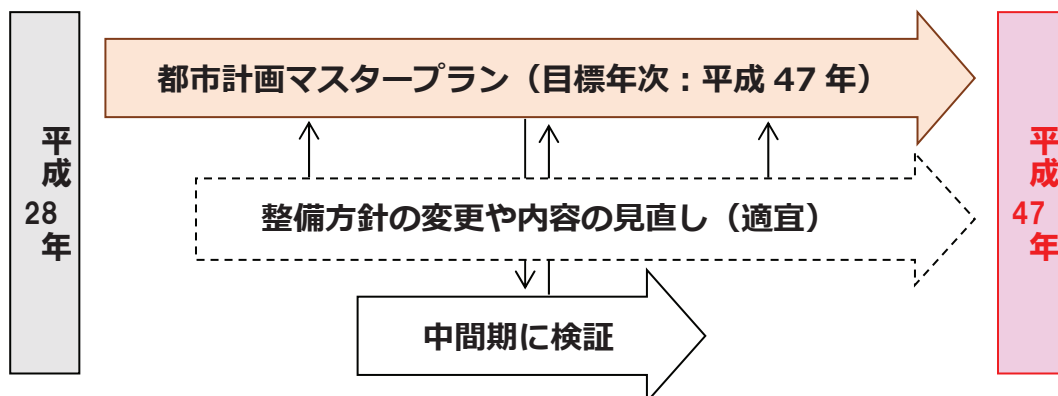
良好な住環境の整備、保全のため、土地利用の誘導に伴う都市計画の決定・変更を適宜行い、本市があらゆる時代にも適応できる都市として、効果的な都市づくりを推進します。

重点的まちづくり方針については、緊急性や費用対効果を総合的に勘案しながら都市整備を推進するとともに、進捗状況を注視し、整備の性質上、期間を要する事業については、定期的に市民、事業者、行政が情報の収集・提供を相互に行いながら整備推進を図ります。

本計画は目標年次を平成 47 年とする長期的な方針であることから、都市づくりの推進に際しては、中間期であるおおむね 10 年後に検証を行い、社会情勢の変化、上位関連計画の見直し、新たな市民ニーズに対応した取り組みが必要なものについては、適宜整備方針の変更や内容の見直しを図ります。



▲都市計画マスタープランの運用と管理の概念図



▲都市計画マスタープランの検証・見直しの概念図